

# CLAIR REPORT

## 決算分析でみる日韓地方財政

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 211 (August 11, 2000)

Council of Local Authorities  
for International Relations



財團  
法人

自治体国際化協会

## 目 次

はじめに	1
第1章 地方財政比較のためのスケールイメージ（1997年度）	2
1 人口	2
2 面積	5
3 人口密度	6
4 G D P	6
5 国家財政規模と地方財政規模	7
6 団体種別の日韓地方財政比較	8
第2章 地方財政会計区分の日韓比較	9
第3章 普通（一般）会計歳入決算比較	10
1 歳入構造全般	10
2 地方税	11
3 地方譲与税	12
4 地方交付税	14
(1) 普通交付税	14
(2) 特別交付税	16
(3) 日本にはない制度「増額交付金」	16
5 国庫支出金	17
6 地方債	20
7 その他	22
(1) 「繰越金」と「移越金」	23
(2) 調整交付金	23
(3) 事業場生産収入	24
(4) 徴収交付金	24
(5) 過年度収入	24
第4章 普通（一般）会計歳出決算比較	25
1 目的別歳出内訳比較	25
2 性質別歳出内訳比較	27
3 歳入合計額と歳出合計額の差額	28
第5章 日韓地方自治体の財政指標比較	29
1 日本の起債制限比率・公債費比率と韓国の債務償還費比率	29
2 自主財源比率	31
3 韓国でよく使われる指標「財政自立度」	31
おわりに	33

## はじめに

韓国の地方財政は日本と比べまだ歴史が浅く、日本の地方財政制度を参考にして発展した経緯もあり、日韓の地方財政制度はよく似ていると言われる。確かに、地方譲与金や地方交付税など、用語はそっくりなものが多いが、中身をよく調べてみると、全く異なった性質を持つものもある。また、日本では教育費と警察費についても地方財政で扱っているが、韓国において警察事務は国の事務として扱われ、教育事務についても教育費の会計は統計上、国家財政の一部として扱われるなど、日本と大きく異なる。さらに、朝鮮半島は未だ民族が分断されたままの地域で、紛争の火種が残っていることから、韓国地方自治体の組織の中に「民防衛災難管理部署」なるものが設置され、地方財政歳出区分の中に「民防衛管理費」が存在する。そして、日本の会計年度は4月から3月までで、出納閉鎖は5月末であるのに対して、韓国の会計年度は1月から12月までで、出納閉鎖は2月末であるなど、基本的な違いもある。

このように、一般的にはよく似ていると言われる日韓の地方財政制度も違いが多く、正確にどこが似ていて、どこが違うのか非常に分かりにくかった。そこで本稿では1997年度日韓地方財政の普通（一般）会計決算数値を比較し、似ている部分とそうでない部分をはっきりさせることを主眼としている。まず、日韓の地方財政規模の違いがイメージできるよう、最初の導入部分では国家の規模比較から入り、日韓の地方自治体の組織的な違いも簡単に説明している。その後会計区分、歳入、歳出、数値分析の順に解説を行った。元来、為替レートの関係で金額の国際比較は難しい面があるが、近年、円とウォンは概ね10対1（1円=10ウォン）近辺の動きが多いことから、比較表の中では円表示とウォン表示はそのままで、単位を故意に一桁ずらして比較し易くしている。また、既刊クレアレポート168号「韓国の地方予算制度について」とクレアサマリー31号「韓国地方税のあらまし」を併せて読んでいただくことを前提にしていること及び本稿で扱っている会計は日本の普通会計及び韓国的一般会計のみであり、公営事業会計にはほとんど触れていないことをご容赦いただきたい。

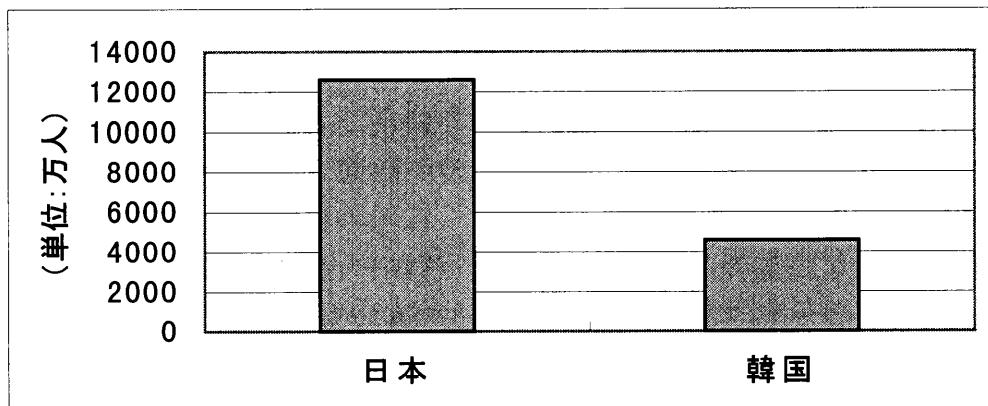
なお、本稿は1998年4月から2年間、自治体国際化協会ソウル事務所に在籍した岩下 久展が執筆を担当した。

## 第1章 地方財政比較のためのスケールイメージ（1997年度）

### 1 人口

日本の総人口は、1億2,616万人であるのに対して、韓国の総人口は4,599万人、日本の約36.5%である。（グラフ1参照）

（グラフ1）日韓の人口比較

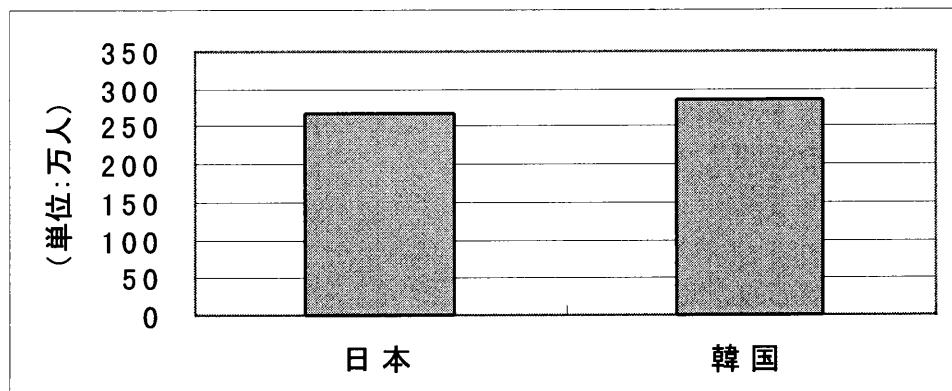


韓国の地方自治体は大きく分けて、広域自治団体と基礎自治団体の2つに分類され、広域自治団体には1特別市（ソウル）、6広域市、9道がある。（P4図1参照） 基礎自治団体は特別市・広域市内に69区、5郡があり、道内に71市、89郡がある。したがって、韓国には16の広域自治団体と234の基礎自治団体がある。

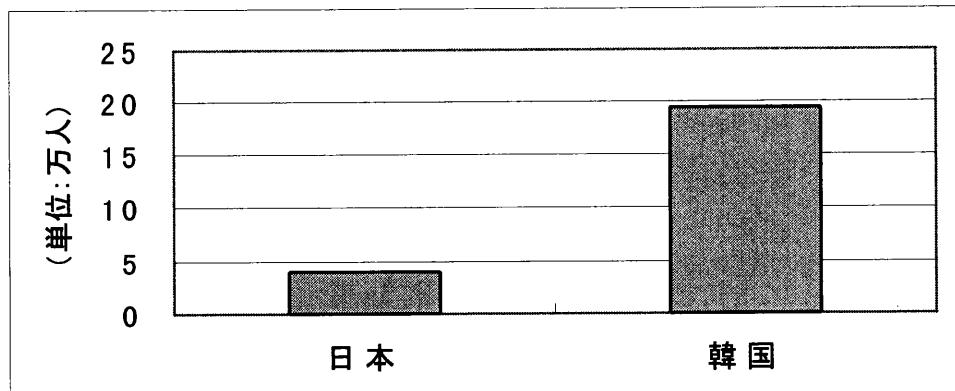
これに対して、日本には47都道府県と3,200以上の市区町村がある。

これを基に一団体当たりの人口を日韓で比較するとグラフ2・グラフ3のとおりとなる。

（グラフ2）日本の都道府県平均人口と韓国の広域自治団体平均人口比較



(グラフ3) 日本の市区町村平均人口と韓国基礎自治団体平均人口比較



※日本の政令指定都市及び東京都特別区も市区町村として計算している

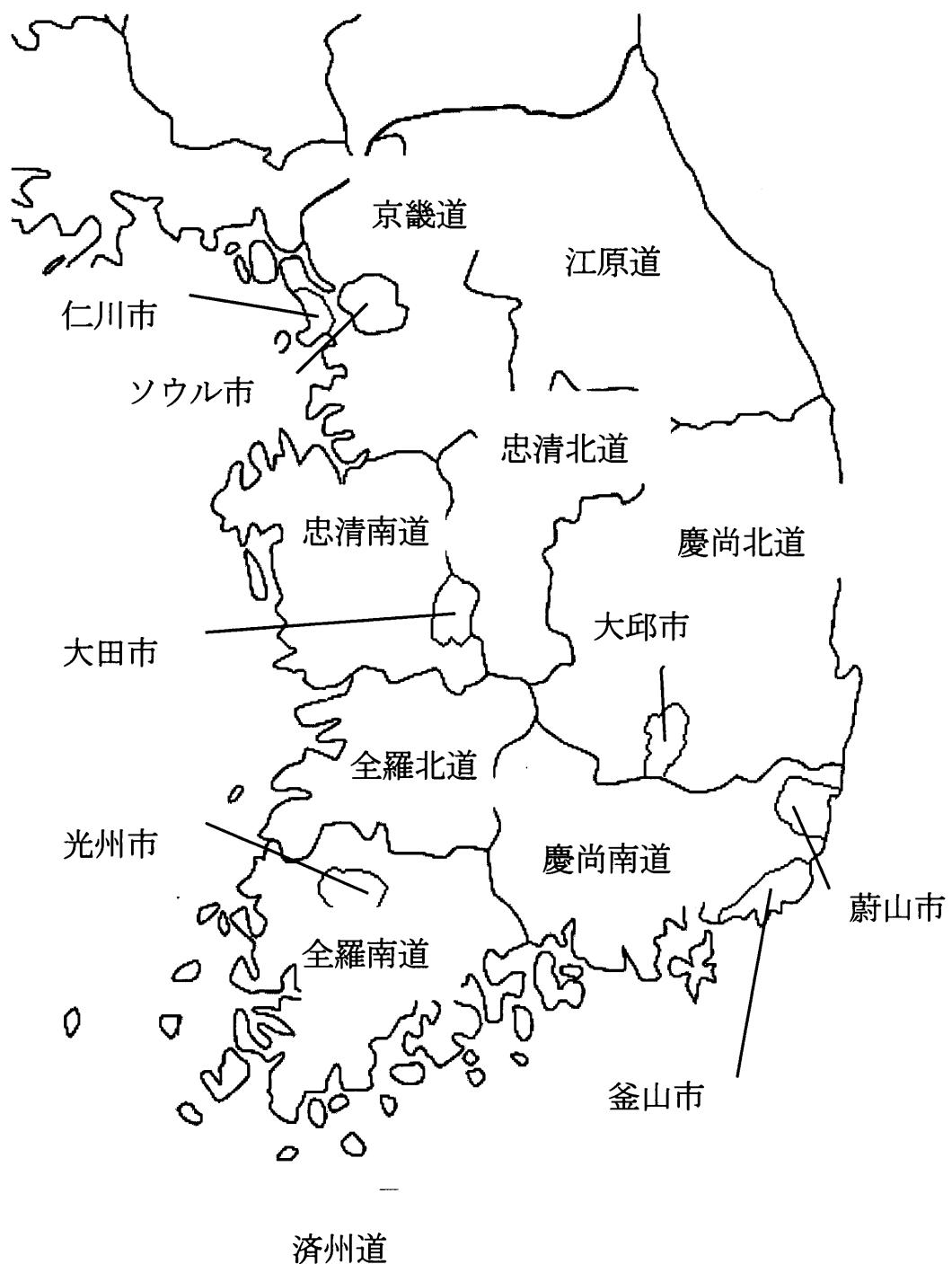
日本の都道府県と韓国の広域自治団体の人口規模はさほど変わらないが、日本の市区町村は韓国の基礎自治団体に比べて、人口規模が小さいことがわかる。ちなみに韓国の広域自治団体で人口が最大の団体はソウル市で1,039万人、最小の団体は済州道で52万7千人である。また、韓国の基礎自治団体で人口が最大の団体は京畿道城南市で92万3千人、最小の団体は慶尚北道鬱陵郡で約1万人である。

地方財政とは関係ない話であるが、日本の市町村と韓国の基礎自治団体との姉妹交流締結件数が近年、頭打ちになっている原因の大きなものの一つがこの人口格差である。例えば、最近は日本の市町村の中で人口が数千人単位の団体が韓国の基礎自治団体との交流を希望する場合が年に数件あるが、希望相手先である韓国の自治体が人口格差を理由に交流を断ってくる場合がある。

また、韓国では日本以上に人口の首都圏集中が問題になっている。韓国でいう首都圏とは、次ページ図1の上部左側に示される、京畿道・ソウル市・仁川市の3団体を指す。首都圏の面積は韓国全土の約11.8%に過ぎないが、韓国の人団体4,599万人の内、1,039万人がソウル市内、851万人が京畿道内、246万人が仁川市内に居住しており、国土の11.8%の面積に全人口の46%が集中している状態である。

韓国でも、このような一極集中により首都圏の地方自治体と他地域の地方自治体の間に大きな税収の格差が生まれたため、地方交付税制度や地方譲与金制度、各種国庫補助金制度等、地方財政格差を解消するための様々な制度を日本の制度を参考に多く取り入れている。

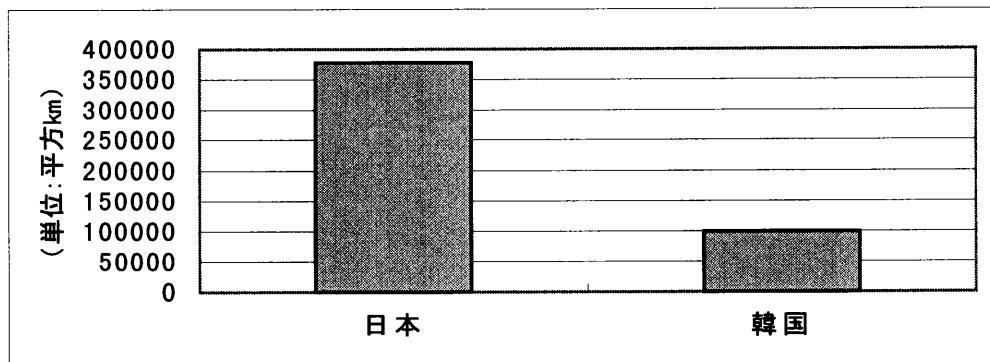
( 図 1 )



## 2 面積

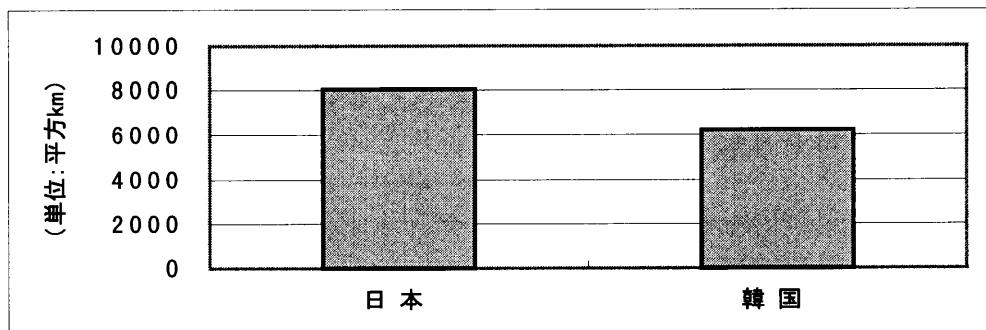
日本の総面積は 37 万 7,846 平方kmであるのに対して、韓国の総面積は 9 万 9,262 平方kmで日本の約 26.3%である。(グラフ4 参照)

(グラフ4) 日韓の面積比較

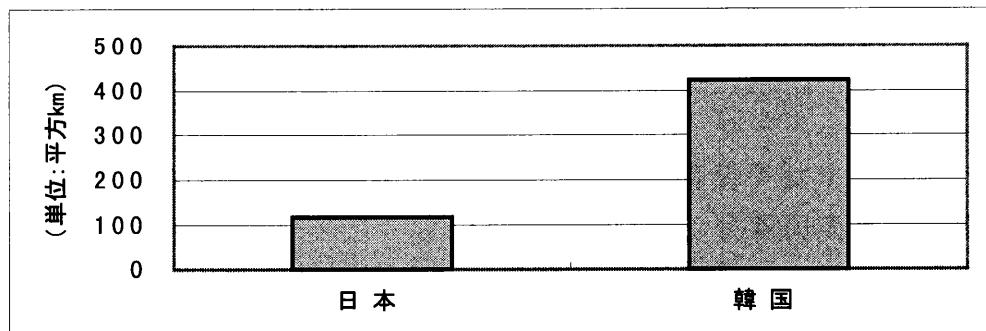


韓国の自治団体で面積が最大の団体は慶尚北道で日本の四国とほぼ同じ面積である。日韓地方自治体の平均面積比較は下記のとおり。

(グラフ5) 日本の都道府県平均面積と韓国の大域自治団体平均面積比較



(グラフ6) 日本の市町村平均面積と韓国の大域自治団体平均面積比較

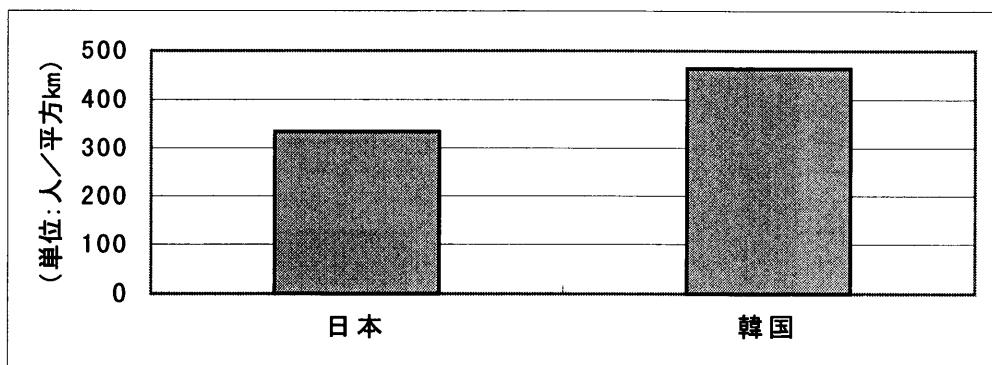


日本の都道府県と韓国の大域自治団体の面積規模はさほど変わらないが、日本の市町村は韓国の基礎自治団体に比べて、面積規模が小さいことがわかる。つまり、日本の市町村は人口に着目しても、面積に着目しても、韓国の基礎自治団体と比べて規模が小さいという特徴が見てとれる。

### 3 人口密度

日本の人口密度は 334 人／平方kmであるのに対して、韓国の人囗密度は 463 人／平方kmで日本の 1.4 倍である。(グラフ 7 参照)

(グラフ 7) 日韓の人口密度比較

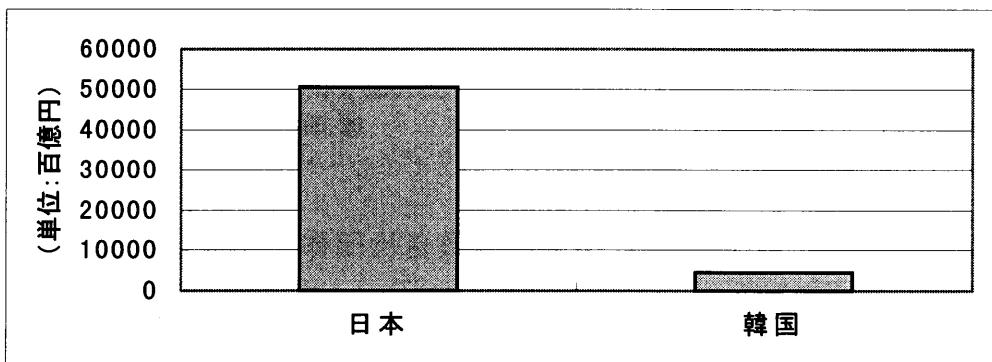


ソウル市の人口密度は 16,985 人／平方kmと特に高く、東京都の人口密度 5,293 人／平方kmの 3 倍以上に達する。

### 4 G D P (国内総生産)

日本の G D P は 50,499 百億円であるのに対して、韓国 G D P は 4,532 千億ウォンで日本の約 9 % (百億円 ≈ 千億ウォンとして計算) である。(グラフ 8 参照)

(グラフ 8) 日韓の G D P 比較



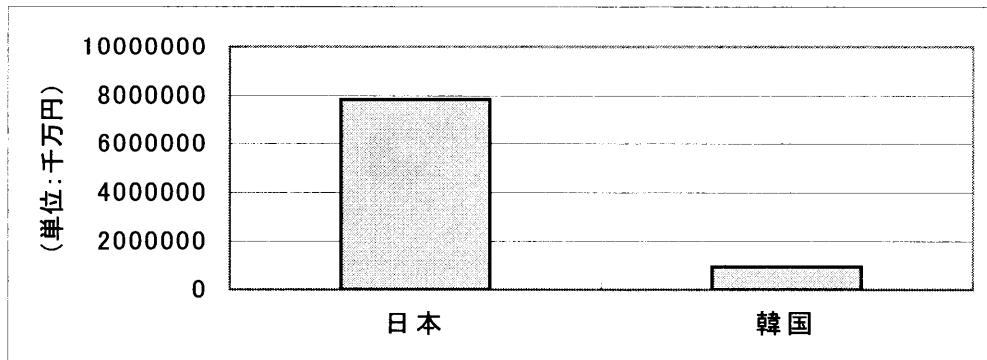
韓国 G D P は、人口や面積で比較した場合より規模が小さく、人口一人当たりの G D P も日本の約 4 分の 1 以下である。

日本は国内総支出に占める政府最終消費支出の割合が 9.9% であるのに対して、韓国は 10.1% とほとんど変わらない。

## 5 国家財政規模と地方財政規模

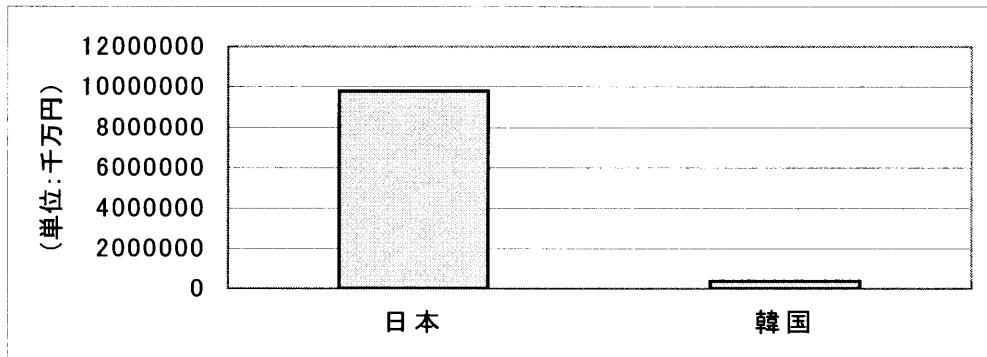
日本の国家財政規模は 7,847,031 千万円であるのに対して、韓国の国家財政規模は 955,790 億ウォンで日本の約 12%（千万円＝億ウォンとして計算）である。（グラフ 9 参照）

（グラフ 9）日韓の国家財政規模比較（一般会計歳出決算）



日本の地方財政規模は 9,767,377 千万円であるのに対して、韓国の地方財政規模は 374,070 億ウォンで日本の約 3.8%（千万円＝億ウォンとして計算）である。（グラフ 10 参照）

（グラフ 10）日韓の地方財政規模比較（普通 {一般} 会計歳出決算）

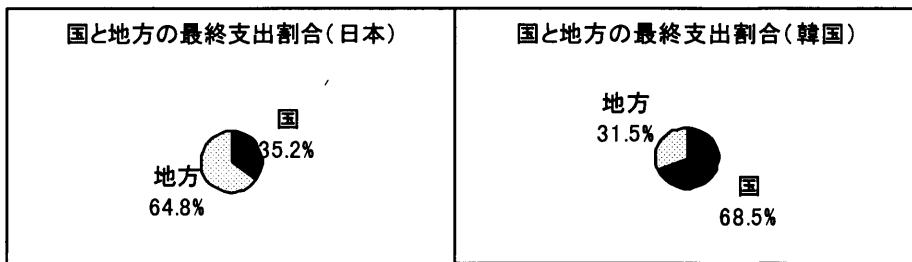


GDP と同じで韓国の財政規模は、人口や面積で比較した場合より規模が小さく、特に韓国の地方財政規模は日本の約 3.8% しかない。この原因の 1 つとして考えられるのは、韓国では警察行政が国の事務であること、また、教育行政は地方自治体の事務であるが、地方自治体の教育費特別会計はそのほとんどの財源を国からの交付金や譲与金に頼っており、国家財政の一部とみなされていることなどが挙げられる（クレアレポート 168 号 P2 に関連内容記載）。

そこで、日本の目的別歳出区分中「警察費」、「教育費」を除いて計算してみると、韓国の地方財政規模は日本の約 5.0% という結果になる。やはり、人口や面積で比較した場合より規模が小さく、その分国家財政の割合が多くなっている。

下記（グラフ11）を見比べてみればわかるとおり、日本は国家財政規模より地方財政規模が大きいのに対して、韓国は国家財政規模が地方財政規模より大きく、国家財政と地方財政の最終支出の割合を比べると、日本は全財政支出のうち国家財政が35.2%、地方財政が64.8%を占める。それに対して、韓国は国家財政が68.5%、地方財政が31.5%を占め、対照的である。

（グラフ11）



## 6 団体種別の日韓地方財政比較

前述のように、韓国の地方自治体は広域自治団体と基礎自治団体の2種類に大きく分類することができる。広域自治団体は、日本の都道府県にあたる道と政令指定都市にあたる広域市（ソウル特別市を含む）で構成され、基礎自治団体は日本の市区町村にあたる市郡区で構成されている。表1により地方財政規模に占める団体種別構成比を比較してみた。

（表1）地方財政規模に占める団体種別構成比  
(歳出)

（日本）	（韓国）		
自治体区分	構成比	自治体区分	構成比
都道府県	49.6%	道	11.8%
政令指定都市	9.6%	特別・広域市	26.9%
市区町村	40.8%	市郡区	61.3%
合計	100%	合計	100%

表1の構成比を比較すると、韓国の道は日本の都道府県に比べて地方財政規模に占める割合が低く、逆に韓国の広域市や市郡区は日本の政令指定都市や市区町村に比べて地方財政規模に占める割合がかなり高い。原因の一つとしてまず考えられるのは、日本の市町村は規模が小さいため、工事監理能力等の関係から都道府県営事業が市町村営事業の肩代わりをしていることが挙げられる。また、韓国では広域自治団体と基礎自治団体の事務が競合しないよう、原則として基礎自治団体が優先的に事務を処理することも原因の一つである。実際、韓国地方自治法は道の事務を「行政処理結果が2個以上の市郡に及ぶ広域的事務」等としており、韓国の道は日本の都道府県に比べて事務の範囲が狭い。

## 第2章 地方財政会計区分の日韓比較

1つの地方自治体の会計は、1つの一般会計と複数の特別会計で構成されているということについて日韓の違いはない。また、韓国にも日本の公営企業法に該当する公企業法があり、公企業法で示される事業を行う会計を公企業特別会計と呼び、さらに、公企業法で示される事業には該当しないが、公企業法の全部又は一部を適用する事業をその他特別会計に分類しているところはほとんど日本と同じである。

しかし、決算統計上の会計区分は大きく異なってくる。韓国では、前述した①一般会計 ②公企業特別会計 ③その他特別会計 の3つの会計区分のまま行政自治部（韓国の自治省に相当する）に対して決算統計の報告を行う。これに対して日本では、一般会計と公営企業会計間の繰り出し・繰り入れによる金額の重複を整理したり、建設中のみ一般会計で扱うが完成後は公営企業会計に移管する予定の施設事業費等の整理を綿密に行い、①普通会計 ②公営事業会計の2つの会計区分に分類して自治省に報告する。本稿においては以降、日本の普通会計と韓国的一般会計の決算統計を比較していくこととするが、両国の中には前述のような統計技術上の違いがあるため、多少の誤差が生じることとなる。

ちなみに、日本の公営事業会計は普通会計の23%の規模を持ち、韓国の公企業特別会計とその他特別会計の合算額は一般会計の37%の規模を持つ。

### (参考) 決算統計上の会計区分の違い

韓国 : ●一般会計

●公企業特別会計（公企業法で指定を受けている事業の会計）

●その他特別会計（公企業特別会計以外の特別会計）

日本 : ●普通会計（公営事業会計以外の会計）

●公営事業会計（公営企業法を全部又は一部適用している事業会計等）

### 第3章 普通（一般）会計歳入決算比較

#### 1 歳入構造全般

(表2)

#### 1997 日韓地方自治体普通(一般)会計歳入内訳比較(純計決算)

(日本)

(韓国)

	地方財政歳入決算額 (単位:百万円)	構成比	地方財政歳入決算額 (単位:千万ウォン=百万円)	構成比
地方税	36,155,510	36.2	1,849,773	36.5
地方譲与税	1,080,532	1.1	287,636	5.7
地方交付税	17,127,557	17.1	701,459	13.8
国庫支出金	14,372,429	14.4	433,319	8.5
地方債	14,078,649	14.1	133,610	2.6
その他※	17,073,109	17.1	1,670,703	32.9
合計	99,887,786	100.0	5,076,500	100.0

注:国庫支出金には交通  
安全対策特別交付  
金及び国有提供施  
設等所在市町村助  
成交付金を含む

注1:地方交付税には増  
額交付金を含む

注2:その他に調整交付  
金を含む

※他の内訳はP22表10に記載

表2は、日本の都道府県及び市区町村の歳入内訳と韓国の広域自治団体及び基礎自治団体の歳入内訳のうち、両国に共通する代表的歳入項目を比較したものである。また、P22表10は表2中「その他」の内訳を示したものである。日韓地方財政の歳入区分はよく似ているが、利子割交付金や地方消費税交付金等、日本にあって韓国に無いものが多く見受けられ、韓国の歳入構造は比較的シンプルである。

スケールイメージで触れたように韓国自治体の歳入合計額は日本自治体の約20分の1であり規模が小さい。それぞれの歳入科目の構成比を個々に比較してみると、地方税の構成比は日韓ほとんど同じであるのに対して、地方債やその他などの構成比には大きな違いがあり、歳入構造の相違が大まかに見てとれる。

## 2 地方税

表2の歳入に占める地方税の構成比を見ると、日本36.2%、韓国36.4%とほぼ同じ構成比である。しかし、日韓の地方税は制度的に見ると、税目や税率等あらゆる部分が表3のとおり大きく異なる。

(表3) 1997 日韓税目比較

(日本)

区分	日本の道府県税の税目	収入額における構成比 (%)
普 通 税	道府県民税	28.16%
	事業税	34.12%
	地方消費税	5.40%
	不動産取得税	4.89%
	道府県たばこ税	1.66%
	ゴルフ場利用税	0.66%
税 目 的 税	特別地方消費税	0.83%
	自動車税	11.40%
	鉱区税	0.00%
	狩猟者登録税	0.01%
	固定資産税	0.06%
	法定外普通税	0.14%
合計	自動車取得税	3.76%
	軽油引取税	8.90%
	入獵税	0.01%
合計		100.00%

(韓国)

区分	韓国の道税の税目	収入額における構成比 (%)
普 通 税	取得税	39.02%
	登録税	50.01%
	馬券税	4.19%
	免許税	2.69%
税 目 的 税		
合計	共同施設税	3.26%
	地域開発税	0.83%
	合計	100.00%

(日本)

区分	日本の市町村税の税目	収入額における構成比 (%)
普 通 税	市町村民税	45.76%
	固定資産税	41.60%
	軽自動車税	0.53%
	市町村たばこ税	3.77%
	鉱産税	0.01%
	特別土地保有税	0.44%
目的 税	法定外普通税	0.00%
	各種目的税合計	7.89%
合計		100.00%

(韓国)

区分	韓国の市郡税の税目	収入額における構成比 (%)
普 通 税	住民税	23.58%
	財産税	6.06%
	自動車税	21.50%
	農地税	0.04%
	屠畜税	0.48%
	たばこ消費税	23.40%
目的 税	総合土地税	13.38%
	都市計画税	7.65%
	事業所税	3.91%
合計		100.00%

※韓国の方稅区分を日本に合わせて、道稅と市郡稅に区分したが、特別市及び広域市は、一般市とは異なって市郡稅だけでなく道稅も徵收する。

※韓国の方稅の解説については、別冊クレアサマリー31号参照

日本では所得課税（道府県民税、市町村民税、事業税）が地方税収の 52.6% を占めているのに対して、韓国では道税の中に所得課税が無く、所得課税（住民税）は地方税収の 12.2%に過ぎない。その反面、韓国では総合土地税に代表される財産課税や消費課税への依存度が高いのが特徴である。

(表4)地方税収入額に占める団体種別構成比

(日本)		(韓国)	
団体種別	構成比	団体種別	構成比
都道府県	46.7%	道	23.1%
政令指定都市	11.6%	特別・広域市	45.9%
市区町村	41.7%	市郡区	31.0%
合計	100%	合計	100%

表4は地方税収の団体種別構成比であるが、韓国の道は日本の都道府県に比べて税収基盤の弱いのが目立つ反面、特別市及び広域市の税収が充実している。また、韓国の広域自治体は徵税事務を基礎自治体に委託しているため、徵税事務は行っていないのも韓国の大特徴である。例えば、日本の都道府県税事務所のようなものは道に無く、道は市郡に対して徵収委託道税額の30%を徵収委託料（徵収交付金）として市郡に支払い、税金を徵収してもらっている。

日韓の地方税制度にはこの他にも大きな違いがたくさんあるが、別冊クレアサマリー31号に韓国地方税についての解説が詳しく載っているので、そちらを参考にしていただきたい。

### 3 地方譲与税（韓国では地方譲与金という）

表2の歳入に占める地方譲与税の構成比を見ると、日本が1.1%であるのに対して、韓国は5.7%と高くなっている。日本の地方譲与税は本来地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他課税テクニックの事情から徵税事務を国が代行しているに過ぎず、交付された地方譲与税は地方自治体の一般財源となるものである（一部、特定財源の性質を帯びる財源もある）。

一方、韓国の地方譲与金は国税の一部を地方自治体に交付し地方財源の均衡化を図るという、地方交付税と似通った性質をもっており、交付される地方剰余金は地方自治体の一般財源ではなく特定財源であるという点で地方交付税と大きく異なる。つまり、地方譲与金は国が重点を置いて実施したい事業を地方に行わせるため国税の一部を、使途を特定して交付するもので、国庫補助金と地方交付税の二つの性格を合わせ持つ。これを財源にして行われる事業を地方譲与金事業といい、使途を特定する地方譲与金事業は①道路整備事業②農漁村地域開発事業③水質汚染防止事業④青少年育成事業⑤地域開発事業の5種類である（各事業毎の財源配分はクレアレポート168号P25に記載）。

表5の地方譲与税（譲与金）の財源となる国税比較を見ると、韓国では酒税の100%、電話税の100%がそれぞれ地方譲与金の財源となっているなど、地方譲与金の税源と地方譲与金事業との間に関連性が見られず、日本の地方譲与税と大きく異なることがわかる。

日本の地方譲与税の中でも、一部使途を特定するものがあるが、その場合でも税源と事業内容に関連性が見られる。例えば地方道路譲与税はひろく道路に関する費用に充てなければならないとされているが、あくまでも自主財源であり、地方自治体は自らの判断によって工事箇所と工事内容を決定することができる。しかし、韓国の地方譲与金事業は、国庫補助事業と同じく、国に事業内容を申請して承認してもらわねばならず、韓国の地方譲与金は完全な特定財源と言える。

(表5)地方譲与税の財源となる国税の種類

(日本) (韓国)

税目	税目
地方道路税	酒税
石油ガス税	農漁村特別税
特別とん税	土地超過利得税
自動車重量税	電話税
航空機燃料税	

ちなみに、ソウル市に対しての地方譲与金の交付はなく、このことから韓国の地方譲与金は地方財源の均衡化という性格が強く、日本の地方譲与税と名前が似ていても、性質は全く異なることがわかる。

(参考) 1997年度韓国地方譲与金事業の事業費構成比内訳

事業種別	構成比 (%)
道路整備事業	49.62%
農漁村地域開発事業	7.81%
水質汚染防止事業	21.53%
青少年育成事業	0.68%
地域開発事業	20.36%
合計	100.00%

#### 4 地方交付税

表2の歳入に占める地方交付税の構成比を見ると、日本17.1%、韓国13.8%と日本が若干高くなっている。両国の地方交付税は地域間財政力の格差を埋めるという目的を同じくし、基本的な算出方式も同じだが、前述したように税制や徴税方式が日本とかなり異なり、特に基準財政収入額の計算方式に違いが多く見られる。また、韓国では交付税総額の約90.9%が普通交付税として交付、約9.1%が特別交付税として交付され、日本(普通交付税94%、特別交付税6%)と構成が異なる。

表6で地方交付税交付額に占める団体種別構成比の日韓比較を行うと、日本は市町村より道府県に対しての交付額が多いのに比べて、韓国では道より市郡に対しての交付額が多い。韓国の道は日本の都道府県に比べて、税収入が少ない上に地方交付税収入も少なく、道の基準財政需要額が小さいことを裏付けている。

(表6)地方交付税交付額に占める団体種別構成比

(日本)

(韓国)

団体種別	構成比
道府県	51.3%
政令指定都市	3.7%
市町村	45.0%
合計	100%

団体種別	構成比
道	20.8%
特別・広域市	3.2%
市郡	76.0%
合計	100%

(参考) 地方交付税の内訳 (2000年度現在)

日本：所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ32%に相当する額、消費税の収入額の29.5%に相当する額並びにたばこ税収入見込み額の25%に相当する額

(1997年度：国税収入額の約28.2%)

韓国：内国税総額の15.0%

(韓国の内国税：所得税、法人税、相続税、再評価税、付加価値税  
特別消費税、酒税、電話税、証券取引税、印紙税)

##### (1) 普通交付税

日韓の普通交付税とも

$$\text{普通交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

の計算式で算出される。また、韓国の基準財政需要額も日本と同様、測定項目・単位費用・測定単位・補正係数によって成り立ち、おおむね似通っている。

しかし、基準財政収入額について、韓国では下記の計算式で求められ、日本との違いがみられる。

$$\begin{aligned}\text{基準財政収入額} &= \text{普通税収入額の } 80\% \\ &\quad + \text{目的税収入額の } 80\% \\ &\quad + \text{前前年度の地方税決算清算額の } 40\% \\ &\quad + \text{当該年度の道税徴収額の } 24\% \text{ (※市郡のみ)}\end{aligned}$$

前述の計算式を見ると、大きな違いが4つあることに気づく。1つ目は、地方自治体の徴税意欲を維持するための係数である。日本では都道府県80%、市町村75%と市町村を優遇しているが、韓国では全自治体80%に統一している。2つ目は、日本では目的税について自動車取得税・軽油引取税、事業所税しか算定の対象になっていないが、韓国ではすべての目的税収入額の80%に相当する額を加算している。3つ目は韓国では前々年度地方税決算清算額の40%を追加していることである。これは基準財政収入額を算定するとき、交付税配分年度の地方税収入を推定することとなっているため、以後発生する可能性がある税収の変動を考慮する必要があるため講じられた措置である。言い換えば、地方税収の見積額を意図的に低くすることを抑制するための措置である。4つめは、市郡が徴収を請け負った道税の24%を追加しているもので、これは市郡の徴収交付金の80%を基準財政収入額に算入する意図である。

そして、交付税財源が不足した場合は、調整率を掛けて普通交付税額と地方財源不足額の帳尻を合わせるという作業は日韓とも同じである。

また、韓国においても普通交付税の交付を受けない団体を不交付団体という。日本の1997年度不交付団体は、都道府県においては東京都1団体となっており、市町村においては122団体となっている。対して、韓国の1997年度不交付団体は、広域自治団体においてはソウル市・釜山市・仁川市・蔚山市・京畿道の5団体となっており、基礎自治団体においては水原市・城南市・安養市・富川市・安山市・高陽市・果川市・軍浦市・龍仁市・始興市の10団体すべて京畿道内の自治体である。郡に不交付団体はない。

## (2) 特別交付税

特別交付税は両国とも、普通交付税における基準財政需要額の算定方法によつては補足されなかつた特別の財政需要がある場合や普通交付税の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要増加がある場合等、予測できない特別な財政需要に備えたものであり、算定方法については普通交付税に比べてある程度の弾力性をもたせてある。韓国では次のような比率で配分されている。

### (参考)

韓国特別交付税の配分基準＝施策事業需要（30%）

　　+ 財政補填需要（20%）

　　+ 地域懸案需要（40%）

　　+ 災害対策需要（10%）

**施策事業需要**：基準財政需要額の算定方法では補足できない地域開発事業などによって発生する特別の財政需要で、住居改善事業、上水道施設の拡充、消防力の補強、地域特化事業の育成などが該当する。

**財政補填需要**：基準財政需要の算定方法では補足できない国家行事および行政区域の改編などによって発生する特別の財政需要で、行政区域の改編、全国体育大会などの国家的な行事、市と郡の統合の記念行事などが該当する。

**地域懸案需要**：地方公共福祉施設の新設、復旧、拡張あるいは補修などによつて発生する財政需要を反映するもので、特別交付税に占める割合が最も大きい。

**災害対策需要**：普通交付税の算定後に発生した災害などによって生じる特別の財政需要で、風水害対策法上の自然災害対策需要、農漁業災害対策法上の農業災害需要、その他火事及びガス爆発など各種の人為的な災害対策需要などが該当する。

## (3) 日本にはない制度「増額交付金」

増額交付金は地方交付税の枠（内国税総額の 15.0%）とは別に、国から地方自治団体に対して交付する財源である。これは、次ページの韓国地方交付税の財源変遷に由来する。

### (韓国地方交付税の財源変遷)

- ・ 1969 年～1972 年 → 内国税総額の 17.6%  
(普通交付税 16%、特別交付税 1.6%)
- ・ 1973 年～1982 年 → 交付税率を暫定停止し、率を毎年変更
- ・ 1983 年～1999 年 → 内国税総額の 13.27%  
普通交付税：交付税総額の 10／11  
特別交付税：交付税総額の 1／11  
(その他、地方財政上やむを得ない場合、別途増額交付)
- ・ 2000 年～ → 内国税総額の 15.0%

オイルショックと韓国軍のベトナム戦争国連軍参加を機に 1973 年から 1982 年まで交付税率を暫定停止した。そして 1983 年に交付税率を復活させることとなつたが、当時の内務部（現行政自治部）が 1972 年までと同じく 17.6% に回復するよう主張したのに対し、経済企画院（現財政経済部）が 1973 年から 1982 年までの平均交付水準である 11～12% とするよう主張した。その結果、内国税総額の 13.27% を交付税率とする代わりに、折衷案として採用されたのが「増額交付金」である。この増額交付金はあくまで「国家予算が定めるところに応じて交付」されるにすぎず、中央政府の裁量の余地が大きい制度である。したがって、増額交付金は制度自体に特筆すべきものではなく、かえって一般財源としての財政調整財源という地方交付税本来の趣旨を歪めるものと言える。1987 年には増額交付金が地方交付税総額の 22.1% を占め、国による地方の支配が心配された時期もあったが、最近は 0.3% 程度におさまっている。

### 5 国庫支出金

表 2 の歳入に占める国庫支出金の構成比を見ると、日本 14.4%、韓国 8.5% と日本の方が高くなっている。日本で国庫支出金と言われる区分は、韓国では一括して国費補助金と呼ばれる。韓国の国費補助金は日本の国庫支出金と同じく 3 種類に分類され、それぞれが表 7 のとおり類似している。

(表7)日本の国庫支出金と韓国の国費補助金の根拠法令比較

(日本)

(韓国)

日本の国庫負担金(地方財政法10条)	韓国の負担金(地方財政法18条1項)
地方公共団体又は地方公共団体の機関が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要があるもの。	地方自治体又はその機関が法令によつて処理しなければならない事務で、国家と地方自治団体相互間に利害関係を有する場合、國家がその全部又は一部を負担するもの。

日本の国庫委託金(地方財政法10条の4)	韓国の交付金(地方財政法18条2項)
もっぱら国の利害に關係のある事務を行つたために要する経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。	國家がみずから行わなければならない事務を地方自治団体又はその機関に委任して遂行する場合に、その必要とされる経費は國家が全部を当該地方自治団体に交付しなければならない。

日本の国庫補助金(地方財政法16条)	韓国の補助金(地方財政法20条)
国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。	国家は施策上必要と認定したとき又は地方自治団体の財政事情上とくに必要と認定したときには予算の範囲内で地方自治団体に補助金を交付することができる。

日本においては、国庫負担金であるのか国庫補助金であるのか区別しにくい国庫支出が多く、このことは国と地方の財源負担の基準が不明確になる原因であり、地方分権を行う上での障害になっている。

韓国でも実情は同じで、法律上「国費補助金」は表7の3種類に分類されているはずだが、実際は区分が明確でない。

日韓両国ともいわゆるメニュー補助金については、事業主体となる地方自治体が補助金を主管する中央省庁に対して補助申請を行い、交付決定を貰うという基本的な方式は同じである。そして、補助金をなるべくたくさん貰うため、自治体の首長が中央省庁行脚を行うというところまで似ている。参考までに、韓国国庫補助金の各省庁主管割合は表8のとおりである。

(表8) 1997 韓国の国庫補助金の所管省庁別構成比

省庁名	構成比(%)
外交通商部	0.13%
行政自治部	2.46%
教育部	0.40%
文化観光部	5.33%
農林部	36.43%
産業資源部	2.36%
環境部	4.75%
保健福祉部	25.24%
労働部	0.30%
建設交通部	12.49%
海洋水産部	4.54%
兵務庁	1.66%
農村振興庁	0.71%
山林庁	3.20%
計	100.00%

日本には韓国のような、自治体決算値を基にした省庁別補助金額の資料は無いが、予算段階での公共事業関係費を省庁別で見ることができ、その大部分は地方自治体の補助事業として行われる。1997年の中では建設省の公共事業関係費が最も多く、68.8%を占める。次に多いのが農林水産省の19.9%で運輸省6.9%、その他4.0%と続く。

また、補助金額の算定に際して、両国とも基準補助率又は定額補助制度を中心だが、韓国には差等補助率制度というものがある。差等補助率制度は財政力が弱く、国庫補助事業の地方費負担能力が無いために補助事業を行うことができない自治体に対して補助率を上乗せしようとする制度であり、「補助金の予算及び管理に関する法律」の施行令に規定されている。

次ページ表9で国庫支出金収入額に占める団体種別構成比の日韓比較を行うと、日本は都道府県の構成比が66.6%、市区町村が24.9%と都道府県の占める割合がかなり大きいのに対して、韓国は道の構成比が43.8%、市郡区が40.3%とバランスがとれている。さらに、広域市・道補助金が市郡区へ交付されることを考えると、韓国の市郡区は日本の市町村に比べて、補助事業のウェイトが相当高いことがわかる。

(表9)国庫支出金収入額に占める団体種別構成比

(日本)

(韓国)

団体種別	構成比	団体種別	構成比
都道府県	66.6%	道	43.8%
政令指定都市	8.5%	特別・広域市	15.9%
市区町村	24.9%	市郡区	40.3%
合計	100%	合計	100%

(韓国の補助金申請や予算編成手続きについてはクレアレポート 168 号 P26 に  
関連内容記載)

## 6 地方債

表2の歳入に占める地方債の構成比を見ると、日本 14.1%、韓国 2.6%と5つの主要歳入区分の中で日韓の格差が最も大きい。ただし、この数値は普通会計（一般会計）に係る数値であるので、普通会計債（一般会計債）の比較であり、地下鉄事業関係等その他会計債については韓国においても相当の額に上る。これは、起債に対する日韓間の考え方の相違によるところが大きい。法的に見ると、日韓双方の地方財政法に「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。」という規定がある所までは同じだが、日本はその続きが「ただし、左に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができます。」と記され、起債可能な事業が列記されているのに対し、韓国は「ただし、やむを得ない場合には、地方自治法第 115 条の規定によって、地方債で充当することができる。」と、あくまで起債は非常手段であるとの意図がうかがえる。

ちなみに、韓国地方自治法 115 条 1 項の内容は下記のとおりである。

### 韓国地方自治法 115 条（地方債務）

①地方自治体の長は、その地方自治体の恒久的利益となり、又は非常災害復旧等の必要があるときは、行政自治部（自治省に相当）長官の承認を受けた範囲内で、地方議会の議決を得て地方債を発行することができる。この場合において、行政自治部長官は、大統領令の定めるところにより地方債発行計画を立て、関係中央行政機関の長と協議しなければならない。

前述のとおり、韓国も地方債の発行は許可制であることに日韓の違いはない。ただ、日本は都道府県及び政令指定都市の地方債許可権者は自治大臣であるが市区町村の許可権者は都道府県知事である。これに対し、韓国では広域自治団体の起債も基礎自治団体の起債も許可権者は行政自治部長官である。また日本では、地方債の許可の中で枠配分方式を探ることが多いが、韓国に枠配分方式ではなく、基本的に1件ずつ審査を行うため審査が厳しい。

日本では前年度に自治省が地方債許可方針を作成するのと同じく、韓国でも

行政自治部が「地方債発行計画指針」を作成する。日本ではその後、事業実施年度に地方債の許可申請及び許可を行うが、韓国では事業実施の前年度に起債の許可手続きを終えてしまわなければならない。およそその韓国地方債の許可スケジュールは下記のとおりである。

#### 事業実施前年度

- (6月) 行政自治部が各地方自治体に「地方債発行計画指針」を示達
- (7月) 地方自治体の予算部署と事業部署が連携して、「地方債発行計画」を作成
- (8月) 地方自治体が行政自治部に「地方債発行計画」を提出
- (9月) 行政自治部が他の関係中央省庁と協議
- (10月) 行政自治部が「地方債発行計画」を承認した後、各地方自治体において予算編成
- (11月～12月) 各地方自治体の議会において、「地方債発行計画」と予算の承認を受ける

#### 事業実施年度

- (1月～) 事業実施

日本で起債の許可事務経験者であれば、「上記のスケジュールでは、正確な起債対象事業費も計算できないし、事業終了後に貸付実行を行うという流れから考えると、無理である。」と考えられるのが普通だが、韓国の場合は「事業着工前に起債事業を行政自治部がすべて把握する。」ことを重視しているため、こうなる。したがって、韓国では起債の許可を受けた後に測量設計の結果や工事の進捗が計画どおりにいかず、資金繰りに大きな狂いが生じることがある。

また、日本では起債の償還金に対する交付税措置が多く設定されており、地方自治体の起債を促す要因となっているが、韓国では起債の償還金に対する交付税措置はなく、日本と比べて韓国地方自治体一般会計の起債額が少ない要因になっている。

地方債の資金の種類については、日本とほとんど同じで、日本の「財政投融资資金」に相当する「財政融資特別会計資金」が存在する。しかし、韓国の「財政融資特別会計資金」は日本の「財政投融资資金」ほど資金量が豊富でなく、国内資金が不足気味であるため、大規模な事業（韓国では地下鉄事業が代表的）を行う際には、資金が豊富で利率も低い外債に頼ることが多い。

## 7 その他

表2の中で、主要歳入区分5項目以外の収入はその他としてまとめてあり、日本17.1%、韓国32.9%と韓国の歳入に占める割合が大きい。

表10はその他の内訳を日韓比較したものである。

(表10) その他の内訳

(日本)

歳入区分	構成比
(日韓共通のもの)	
分担金及び負担金	0.80%
使用料	1.89%
手数料	0.52%
財産運用収入	0.30%
財産売払収入	0.50%
寄付金	0.15%
繰入金	3.40%
繰越金	2.21%
※諸収入のうち預金利子	0.02%
※諸収入のうち貸付金元利収入	5.85%
※諸収入のうち雑入	0.73%
(日韓共通でないもの)	
交通安全対策特別交付金	0.08%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0.02%
上記※印以外の諸収入	0.67%
合計	17.14%

注: 上記の他に

都道府県支出金  
利子割交付金  
地方消費税交付金  
ゴルフ場利用税交付金  
特別地方消費税交付金  
自動車取得税交付金  
軽油引取税交付金  
特別区財政調整交付金  
特別区財政調整納付金  
市町村からの分担金及び負担金  
市町村からの寄付金  
市町村からの諸収入

等の歳入区分があるが、それぞれ地方自治体相互間の出し入れであるため、純計決算の中では額が計上されない。

(韓国)

歳入区分	構成比
(日韓共通のもの)	
負担金	0.93%
使用料収入	0.75%
手数料収入	1.24%
財産賃貸収入	0.11%
財産売却収入	1.38%
寄付金及び基金収入	0.07%
転入金	0.02%
移越金	24.12%
利子収入	2.27%
融資金回収収入	0.05%
雑収入	1.39%
(日韓共通でないもの)	
調整交付金	0.03%
事業場生産収入	0.12%
徴収交付金収入	0.21%
過年度収入	0.23%
合計	32.92%

注: 上記の他に

市・道費補助金  
の歳入区分があるが、地方自治体相互間の出し入れであるため、純計決算の中では額が計上されない。

表 10 を見ると、日韓共通の歳入項目として比較できる区分が多く、両国の地方財政歳入区分項目が類似していることを再確認できる。以下、日韓共通であっても構成比が大きく異なるもの及び韓国にしか存在しない歳入区分について説明していく。

### (1) 「繰越金」と「移越金」

日本の「繰越金」と韓国の「移越金」はほとんど同じ意味で使われるが、日本の「繰越金」は歳入全体の 2.21% しか占めないのでに対し、韓国の「移越金」は歳入全体の 24.12% を占め、「移越金」の歳入に占める割合が突出している。これは、1997 年度だけの特徴ではなく、表 11 のとおり近年は継続して「移越金」の占める割合が大きい状態が続いている。

(表 11) 移越金が韓国地方財政歳入に占める割合の推移（過去 10 年間）

年度	歳入に占める割合	年度	歳入に占める割合
1997	24.1%	1992	22.2%
1996	21.8%	1991	20.1%
1995	8.1%	1990	18.1%
1994	17.6%	1989	11.5%
1993	17.8%	1988	11.9%

これは、韓国において「繰越事業」が非常に多いことが原因である。或る韓国地方自治体の財政担当者に聞いたところ、普通建設事業費の 30% 以上が繰越事業になることも珍しくなく、繰越手続きも容易であるとのこと。「繰越金」と「移越金」の構成比の違いは、日韓地方財政歳入構成比全体の中で最も大きな違いとなっている。

### (2) 調整交付金

韓国の「調整交付金」は日本の「東京都と特別区及び特別区相互間の財政調整交付金」とほぼ同じ制度である。韓国調整交付金制度は 1988 年 5 月 1 日、特別市と広域市において区が新たに基礎自治体になったことに伴い、自治区間の財源の不均衡を調整することを目的として自治区税以外の特別（広域）市税の一定額を財源にして自治区間財政調整を行う制度である。交付財源としては特別（広域）市税である取得税と登録税のうち自治体が条例で定める一定額を基礎にしている。調整交付金の大部分は一般交付金として交付されているが、ソウル市などは条例の定めるところにしたがって特別の財政需要のために一部を特別交付金として交付するなど、基本的には地方交付税の形式をほぼ踏襲している。調整交付金の算定方式は地方交付税の算定方式とほぼ同じく、基準財政

需要額と基準財政収入額との差額である財源不足額を基礎にしたうえ、調整率をかけて算定する。

#### (3) 事業場生産収入

例えば、地方自治体の農業技術院で収穫された農産物や畜産課の事業で飼育された家畜の生産物を売却して得た収入等。

#### (4) 徴収交付金

徴収交付金は、日本にない制度で「道税、河川使用料、道路使用料などを市・郡が上位政府（国、市道）に代わって徴収した場合、徴収委任機関が市・郡に交付するもので、経費補填的性格と財源再配分的性格をもったもの」であり、地方税の部分で前に書いたが、道税の徴収を委託した道が市・郡に支払うのがこれである。本来、徴収交付金の規模は大きく、歳入総額の約3.7%にも及ぶはずだが、表10では0.21%に収まっている。これは、表2及び表10が純計決算額であるため、広域自治体が基礎自治体に支払った徴収交付金が相殺され、基礎自治体が国家収入である「環境改善負担金」や「農地転用負担金」等を国の代わりに徴収した見返りに受け取った徴収交付金のみが計上されているためである。

#### (5) 過年度収入

韓国では表10のとおり、収入項目の一つとして位置付けられている。日本では以前は雑入中に一括計上の方式がとられていたが、現在ではそれぞれ本来の歳入科目に帰属せしめることとされている。ただし、国庫補助金については、過年度の当該補助対象事業を行う場合の経費は一般財源を充当することとなり、現年度において当該特定財源として国庫補助金等の歳入科目に収入として入れる実益がないので、雑入の項に過年度収入の目を設けて収入する取扱いとなっている。

（クレアレポート168号P34～35に関連内容記載）

## 第4章 普通（一般）会計歳出決算比較

### 1 目的別歳出内訳比較

(表12) 1997日韓地方自治体普通（一般）会計歳出純計決算の目的別内訳

(日本)

区分	純計額 (単位：十円)	構成比 (%)
議会費	6,044,188	0.62%
総務費	86,888,923	8.90%
民生費	127,215,489	13.02%
衛生費	67,222,964	6.88%
労働費	4,848,776	0.50%
農林水産業費	64,751,151	6.63%
商工費	53,741,863	5.50%
土木費	213,304,055	21.84%
消防費	18,793,595	1.92%
警察費	34,236,937	3.51%
教育費	187,901,229	19.24%
災害復旧費	4,716,128	0.48%
公債費	103,067,419	10.55%
諸支出金	3,944,914	0.40%
前年度繰上充用金	60,085	0.01%
歳出合計	976,737,716	100.00%

(韓国)

区分	純計額 (単位： 百万ウォン)	構成比 (%)
立法及び選挙関係	288,589	0.77%
一般行政	8,696,063	23.24%
教育及び文化	2,575,527	6.89%
保健及び生活環境改善	4,863,702	13.00%
社会保障	2,628,751	7.03%
住宅及び地域社会開発	2,581,835	6.90%
農水産開発	4,531,479	12.11%
地域経済開発	940,899	2.52%
国土資源保全開発	8,048,486	21.52%
交通管理	583,895	1.56%
民防衛管理	294,386	0.79%
消防管理	835,093	2.23%
地方債償還	423,165	1.13%
諸支出金	60,886	0.16%
交付金	54,291	0.15%
歳出合計	37,407,047	100.00%

表12は日韓両国の普通（一般）会計の歳出決算を目的別分類で区分した表であり、目的別分類は地方自治体の行政目的別、言い換えれば各部課ごとの決算の比重を知ることができる分類である。韓国でもこの目的別分類は予算及び決算における「款」の区分を基準とし、性質別分類と組み合わせて歳出のクロス分析を行う。両国とも前述の目的のために、目的別分類による財政分析を行っているが、ご覧のように歳入分析の時と比べて区分が日本と大きく異なることから、直接比較するのは困難である。言い換えれば、日韓地方自治体の組織構成の違いが大きいことが区分の違いとなって表れていると言える。韓国広域自治団体の組織は、企画管理室・自治行政局・環境福祉局・農政山林局・産業経済局・観光文化局・建設都市局・消防本部等の局の下に各課が配置されているのが一般的である。また、基礎自治団体の中でも、市には道と同じような「局」を設置している団体が多い反面、郡には「局」が設置されておらず「課」が主な組織であることが多い。日韓地方自治体の組織を比較して大きく違うのは、韓国地方自治体には地方警察本部が無いこと、及び韓国地方自治体には民防衛関連部署（表13後段に解説あり）が設置されていることである。また、広域自治団体には日本の地方自治体の総務部を2つに分けたような、企画管理室と自治行政局が設置されているのも特徴的である。企画管理室とは、日本地方自治体の財政課・企画課・統計課等の機能を持った部署で、企画管理室長は副首長に次ぐポストである。また、自治行政局とは日本地方自治体の総務課・地方課・

税務課等の機能を持った部署である。

韓国の目的別分類区分と組織との関連をうまくイメージできるよう、表 13 に韓国江原道の例を示す。

(表 13) 韓国江原道における目的別分類区分と所管部署の関係

目的別分類区分	所管部署
立法及び選挙関係	議会事務處
一般行政	企画管理室予算担当官室 〃 情報統計担当官室 自治行政局総務課 〃 自治行政課 〃 税務会計課 公報官室 監査官室 公務員教育院
教育及び文化	観光文化局文化芸術課 〃 体育青少年課
保健及び生活環境改善	環境福祉局環境政策課 〃 きれいな水保全課 〃 保健衛生課
社会保障	環境福祉局社会福祉課
住宅及び地域社会開発	建設都市局地域計画課 〃 都市計画課 〃 住宅地籍課
農水産開発	農政山林局農漁業政策課 〃 農産支援課 〃 流通特作課 〃 畜産課
地域経済開発	産業経済局経済政策課 〃 中小企業支援課 〃 炭坑地域開発課 〃 失業対策班 観光文化局観光企画課 〃 観光開発課 国際協力室
国土資源保全開発	農政山林局山林政策課 〃 山林管理課 建設都市局地域計画課（治水及び災害対策） 〃 道路交通課（道路建設管理）
交通管理	建設都市局道路交通課（交通行政・交通安全）
民防衛管理※	自治行政局民防衛災難管理課
消防管理	消防本部
地方債償還	企画管理室予算担当官室
諸支出金	企画管理室予算担当官室
交付金	企画管理室予算担当官室

※民防衛とは：敵の侵攻や安全秩序を脅かす災害から、住民の生命を守るために  
及び災害を防ぐための防空・防災・救助・復旧及び軍事作戦上

必要な労力支援等一切の自衛的活動を指す。民防衛を遂行するため、20歳以上50歳までの男性と後方支援する女性で編制する組織を民防衛隊という。民防衛隊には地域民防衛隊と職場民防衛隊がある。

## 2 性質別歳出内訳比較

(表14) 1997 日韓地方自治体普通(一般)会計歳出純計決算の性質別内訳

(日本)

(韓国)

区分	純計額 (単位:十円)	構成比 (%)	区分	純計額 (単位:百万ウォン)	構成比 (%)
人件費	269,286,850	27.57%	人件費	5,481,360	14.65%
物件費	75,889,823	7.77%	物件費	4,470,004	11.95%
維持補修費	11,065,054	1.13%	移転経費※1	4,903,416	13.11%
扶助費	61,621,380	6.31%	資本支出※2	20,260,657	54.16%
補助費等	61,526,527	6.30%	融資及び出資※3	544,311	1.46%
普通建設事業費	277,492,254	28.42%	補填財源※4	241,117	0.64%
災害復旧事業費	4,713,590	0.48%	内部取引※5	1,431,959	3.83%
失業対策事業費	330,272	0.03%	予備費及びその他※6	74,223	0.20%
公債費	102,660,373	10.51%			
積立金	15,527,949	1.59%			
投資及び出資金	6,748,565	0.69%			
貸付金	58,732,286	6.01%			
繰出金	31,082,708	3.18%			
前年度繰上充用金	60,085	0.01%			
歳出合計	976,737,716	100.00%	歳出合計	37,407,047	100.00%

表14は日韓両国の普通(一般)会計の歳出決算を性質別に分類した表である。性質別分類は予算及び決算における「節」の区分を基準とし、地方自治体の財政の体質を分析する上で欠くことのできないものである。目的別分類と同じく、両国において、性質別分類による財政分析を行っているが、区分が日本と大きく異なる。人件費と物件費までは日本と全く同じ分類方法であるが、それ以降は次のように異なる。

※1：移転経費…主に日本の扶助費・補助費の内容を含む

※2：資本支出…主に日本の維持補修費・普通建設事業費・災害復旧事業費の内容を含む

※3：融資及び出資…主に日本の投資及び出資金・貸付金の内容を含む

※4：補填財源…主に日本の公債費の内容を含む

※5：内部取引…主に日本の積立金・繰出金の内容を含む

※6：予備費及びその他…内容に前年度繰上充用金を含む

### 3 歳入合計額と歳出合計額の差額

日韓地方財政決算額における、歳入合計額（表2）と歳出合計額（表12及び表14）の差額を比較すると、両国とも歳入総額が歳出総額を上回っているのは同じだが、日本ではその差額が歳入総額の2.2%であるのに対して、韓国では差額が歳入総額の26.3%にも上っている。これは両国の歳入決算額には前年度からの繰越金が含まれているのに対して、歳出決算額には次年度への繰越金が含まれていないため、両国の繰越（移越）事業額の違いが歳入合計額と歳出合計額の差額となって表れていることが原因である（前述、「繰越金」と「移越金」参照）。

ちなみに、予算額については、両国とも歳入合計額と歳出合計額が一致している。

## 第5章　日韓地方自治体の財政指標比較

日本では地方自治体の抱える債務残高の増加による財政危機がマスコミの記事を賑わすようになって久しいが、韓国では債務残高の累計というより、IMF通貨危機のウォン暴落による借入済外債の為替差損や事業計画の甘さに起因する事業費の増大といったニュースがマスコミを賑わせ、何か日本と少し違ったニュアンスを感じさせる。そこで最後の章では決算数値を基に日韓の地方財政数値を比較することを試みる。

### 1　日本の起債制限比率・公債費比率と韓国の債務償還費比率

算出根拠が類似している財政指標としては日本の起債制限比率及び公債費比率と韓国の債務償還費比率が代表的である。特に日本の起債制限比率と韓国の債務償還費比率は両国において同じ意味（一般財源のうち何%を債務の償還に充てているか）で使用されており、日本では起債制限比率が20%を超えると一般単独事業及び厚生福祉施設整備事業債の起債不許可、30%を超えるとほとんどの一般事業債が許可されない。韓国では債務償還費比率が20%を超えると原則として起債が許可されないので、それぞれの算定式は下記のとおりである。

#### （日本の起債制限比率）

$$\frac{A - (B + C + E)}{D - (C + E)} \quad \text{の過去3年度間の平均値 (単位 : %)}$$

A：当該年度の元利償還金

B：Aに充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D：当該年度の標準財政規模

E：普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

#### （日本の公債費比率）

$$\frac{A - (B + C)}{D - C} \quad \text{(単位 : %)}$$

A：当該年度の普通会計に係る元利償還金

B：Aに充てられた特定財源

- C：普通交付税の算定において災害復旧費及び辺地対策事業債償還費、公害防止事業債償還費等の債償還費中、普通会計に属するものとして基準財政需要額に算入された公債費
- D：当該年度の標準財政規模

(韓国の債務償還費比率)

当該年度に純地方費で償還された債務額 の過去4年度間の平均値  
当該年度の一般財源収入額 (単位：%)

一般財源：地方税+経常的税外収入+普通交付税+調整交付金

(表15) 1997日本自治体の起債制限比率 (%)

都道府県 (平均)	市町村 (平均)		
	都市	町村	計
10.3	11.3	9.3	10.5

(表16) 1997 日本自治体の公債費比率 (%)

都道府県 (平均)	市町村 (平均)		
	都市	町村	計
14.6	14.7	13.5	13.7

(表17) 1997韓国広域団体の債務償還費比率 (%)

広域団体名	債務償還費比率(%)
ソウル市	5.57%
釜山市	26.26%
大邱市	21.59%
仁川市	6.50%
光州市	17.51%
大田市	11.83%
蔚山市	13.66%
京畿道	2.18%
江原道	5.80%
忠清北道	3.27%
忠清南道	5.70%
全羅北道	3.77%
全羅南道	7.66%
慶尚北道	11.78%
慶尚南道	6.46%
済州道	5.33%
単純平均	9.68%

両国の地方財政制度の間には多くの違いがあるため、多少の誤差は避けられないが、日本都道府県の起債制限比率平均が10.3%であるのに対して、韓国広域自治団体の債務償還費比率平均は9.68%であり大きな差はない。しかし、韓国広域自治団体の債務償還費比率は都市別で見ると差が大きい。特に釜山市や大邱市は債務償還費比率が飛びぬけて高い。これは、地下鉄事業や大規模スポーツイベント等による起債償還が原因であり、一般会計債の占める割合は他団体同様に少なく、地方債への依存度は日本に比べて低いと言える。

## 2 自主財源比率

表2及び表10を基に、地方税・分担金及び負担金・使用料・手数料・財産収入・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入を自主財源として両国地方自治体の自主財源比率を算出すると、日本地方自治体の自主財源比率平均は約53.2%であるのに対して、韓国地方自治体の自主財源比率平均は約69.0%である。一見、韓国の方が自主財源比率が高いように見えるが、繰越金の中には国庫支出金相当額等のような厳密には依存財源に区分されるべきものがある。表11で示したように、韓国地方自治体収入のうち4分の1近くを繰越金が占めている状況を勘案すると両国の自主財源比率には、数値の違いほどは差がないと考えるべきである。

## 3 韓国でよく使われる指標「財政自立度」

韓国では、日本の「自主財源比率」とよく似た「財政自立度」という指標を財政分析において多用する。以下参考として、財政自立度の算出根拠と韓国広域自治団体の財政自立度一覧を示す。

$$\text{財政自立度} = \frac{\text{地方税} + \text{税外収入}}{\text{一般会計歳入総計}} \quad (\text{単位: \%})$$

税外収入：財産賃貸収入、使用料収入、手数料収入、事業場生産収入  
徴収交付金収入、利子収入、財産売却収入、寄付金及び基金収入  
移越金、転入金、融資金回収収入、負担金、雑収入、過年度収入

(表18) 1997韓国広域団体の財政自立度

広域団体名	財政自立度(%)
ソウル市	98.3%
釜山市	85.4%
大邱市	60.5%
仁川市	86.1%
光州市	71.5%
大田市	71.1%
蔚山市	91.4%
京畿道	81.3%
江原道	33.7%
忠清北道	43.0%
忠清南道	35.3%
全羅北道	30.1%
全羅南道	26.9%
慶尚北道	36.1%
慶尚南道	50.7%
済州道	35.8%

表18を見ると、特別市・広域市及び京畿道の財政自立度は高いが、その他の広域団体ではいわゆる「3割自治」レベルである。この傾向は基礎自治団体においても同じで、都市部の市郡区は財政自立度が高いが、農村部の市郡区では財政自立度が低い。財政自立度の算出においても、税外収入の中に繰越金が含まれているので、日本と比較する場合は繰越金に含まれる特定財源を差し引いて考える必要がある。

おわりに

本稿においては日韓両国の地方財政制度を、決算数値を比較しながら解説できるよう努力した。しかし、他国の制度と日本の制度を分かりやすく比較することは非常に難しかった。特に数値の比較については、為替の問題からはじまり、会計分類の違い、組織構成の違いなど、比較を困難にする壁に多くぶつかった。本稿においては日本の普通会計及び韓国的一般会計のみを扱ったが、これがさらに日韓の公営企業会計比較までとなると、数値比較はもっと困難になるだろう。その一方で、例えば韓国では広域自治団体の税を基礎自治団体が代わりに徴収すること、また日本の地方譲与税は一般財源として分類されているのに対して、韓国的地方譲与金は特定財源的性格を持っていることなど今まであまり知られていなかった相違を紹介することに力を入れた。この研究を通して感じたのは、「日本の自治体に比べて韓国の自治体はまだ、国の出先機関としての性格が強い。」ということである（1998年6月、第2回統一地方選挙を実施）。しかし、韓国でも地方分権推進は最重要課題として位置付けられており、地方分権に関する改革は日本より韓国の方が早いペースで進む可能性もある。これから、地方自治体レベルでの日韓交流がますます活発化することに伴なって、はじめて交流関連事業を担当する方が増え、それらの方々が本稿により韓国の地方自治体のイメージを掴むことができれば幸いである。

最後に、韓国の地方財政の研究にあたり、貴重な時間を割いてご教授してくださった韓国地方行政研究院の李昌均博士に感謝を申しあげます。

## 参考文献

- 「地方財政年鑑 1998」（韓国行政自治部地方財政税制局）
- 「平成 11 年度版地方財政統計年報」（地方財務協会）
- 「地方財政白書平成 11 年版」（自治省）
- 「1998 地方行政基本現況」（韓国行政自治部）
- 「韓国統計月報 1999. 10」（韓国統計庁）
- 「地方交付税制度の合理的改善方案」（韓国地方行政研究院）
- 「地方譲与金制度の改善方案」（韓国地方行政研究院）
- 「地方財政支出需要の測定モデル」（韓国地方行政研究院）
- 「台湾・韓国的地方財政」（川瀬光義）

## CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ド ル	発刊日
第211号	決算分析でみる日韓地方財政	2000/8/11
第210号	韓国における防災体制について	2000/8/11
第209号	中国の地方行財政制度	2000/7/5
第208号	英国の地方分権	2000/7/5
第207号	英国におけるパートナーシップ	2000/6/22
第206号	英国におけるベストバリュー—From CCT to Best value—	2000/6/22
第205号	タイの地方分権の動きと人材育成	2000/6/22
第204号	シンガポールにおける情報化政策—行政、教育分野の実例を中心に—	2000/6/9
第203号	マレーシアにおける民営化施策—州政府及び地方自治体を中心に—	2000/6/9
第202号	米国における高齢者福祉対策	2000/5/29
第201号	米国の地方団体・州・連邦における行政評価	2000/5/29
第200号	英国における自治体構造改革—スコットランド地域での1996年自治体再編の報告—(第2部)	2000/5/19
第199号	英国における自治体構造改革—スコットランド地域での1996年自治体再編の報告—(第1部)	2000/5/19
第198号	オーストラリアにおける環境保全対策—自治体の取組事例を中心に—	2000/5/19
第197号	行政事務からみたタイの地方自治	2000/4/19
第196号	ラオスの行政制度	2000/3/31
第195号	ロンドンの新しい広域自治体—グレーター・ロンドン・オーソリティーの創設—	2000/3/31
第194号	英国における民間活力導入施策—The Private Finance Initiative —	2000/3/13
第193号	ドイツ地方行政の概要	2000/3/13
第192号	英国の新しい市民参加手法—市民パネル、市民陪審を中心として—	2000/3/13
第191号	インドネシア・バタム島産業地域の開発と地方行政	2000/2/21
第190号	米国の州、地方団体における売上・使用税の概要	2000/1/21
第189号	韓国の地方組織改編について	1999/11/30
第188号	韓国の女性政策について	1999/10/29
第187号	オーストラリアの青少年政策—青少年の生活と直面する諸問題—	1999/10/29
第186号	韓国地方公務員制度について	1999/8/30
第185号	1998年米国中間選挙—米国の選挙制度—	1999/7/21
第184号	メガシティートロントの発足—トロント首都圏の広域合併問題—	1999/3/30
第183号	英国の外部監査制度と監査委員会	1999/3/26
第182号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第181号	大韓民国の1998年統一地方選挙	1999/3/10
第180号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第179号	米国地方政府における競争手法の導入—メリーランド・州モンゴメリーカウンティの場合	1999/2/15
第178号	韓国の「新都市」について—住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第177号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3
第176号	イタリアの地方自治	1998/11/20

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください